

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付)

庁内各局 部 課 長

各 附 属 機 関 の 長

各 地 方 機 関 の 長

警察庁 丙 人 発 第 7 1 号

令 和 7 年 3 月 3 1 日

警 察 庁 長 官 官 房 長

都道府県警察官昇任基準要綱の改正について

地方警察職員たる警察官の階級昇任については、「都道府県警察官昇任基準要綱」（「都道府県警察官昇任基準要綱の改正について」（平成31年4月1日付け警察庁丙人発第104号）別添）により実施してきたところであるが、この度、各都道府県警察の実態を踏まえ、同要綱を別添のとおり改正することとしたので、各都道府県警察においては、同要綱に基づき、昇任制度の適正な運用に努められたい。

都道府県警察官昇任基準要綱

第1 目的

この要綱は、地方警察職員たる警察官の階級の昇任に関し、必要な基準を定めることにより、適正な昇任管理に資することを目的とする。

第2 昇任区分

巡査部長、警部補及び警部への昇任は、選抜昇任制、一般試験又は専門試験からなる試験昇任制及び選考昇任制の区分によることとする。

警視への昇任については、各都道府県警察の実情に応じて、実務能力及び幹部としての適性を判断するための制度を定めることとする。

第3 各昇任区分の意義

1 選抜昇任制

勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く日常の勤務を通じてその能力が実証されている者を、試験によることなく上位階級に登用する制度

2 試験昇任制

(1) 一般試験

勤務成績が優良で、幅広い知識を有し優れた実務能力を有する者を、試験により上位階級に登用する制度

(2) 専門試験

勤務成績が優良で、高度な専門的実務能力を有する者を、試験により上位階級に登用する制度

3 選考昇任制

長年組織に貢献している勤務成績の優良な者を、その豊富な職務経験による知識、技能を組織内で有効に活用するため、試験によることなく上位階級に登用する制度

第4 各昇任区分における受験資格（対象）者

《選抜昇任制》

選抜昇任制における対象者は、次に掲げる者のうち、勤務成績が優秀で専門的実務能力が極めて高いものとする。

巡査部長	警部補	警部
巡査に4年以上在級している者	巡査部長に4年以上在級している者	警部補に4年以上在級している者

《試験昇任制》

試験昇任制における受験資格者は次のとおりとする。

		巡査部長	警部補	警部
一般試験	4年制大学卒業者	巡査に2年以上在級している者	巡査部長に2年以上在級している者	警部補に4年以上在級している者
	その他	巡査に4年以上在級している者	巡査部長に4年以上在級している者	
専門試験	4年制大学卒業者	巡査に8年以上在級している者	巡査部長に8年以上在級している者	警部補に8年以上在級している者
	その他	巡査に12年以上在級している者		

《選考昇任制》

選考昇任制における対象者は、次に掲げる者のうち、勤務成績の優良なものとする。

巡査部長	警部補	警部
巡査に14年以上在級し、かつ、年齢36歳以上の者	巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上の者	警部補に10年以上在級し、かつ、年齢55歳以上の者

第5 各昇任区分における評価項目

各昇任区分における評価項目は次のとおりとする。

昇任区分	評価項目
選抜昇任制	勤務成績、実務能力及び人物
試験昇任制	①法学一般、警務一般（一般常識を含む。）、警察実務及び警察術科 ②勤務成績、実務能力及び人物
選考昇任制	勤務成績及び人物

第6 特例

都道府県警察は、その昇任管理の実態を踏まえ、第2に定める昇任区分のうち、選抜昇任制、試験昇任制（専門試験に限る。）又は選考昇任制を設けないことができるものとする。